

I C T 施工の普及促進に係る地域建設業
及び自治体支援の継続・拡充に関する
要望書

令和4年10月

九都県市首脳会議

I C T施工の普及促進に係る地域建設業及び自治体支援の継続・拡充に関する要望書

令和4年10月20日

経済産業大臣 西村 康稔様
国土交通大臣 斉藤 鉄夫様
デジタル大臣 河野 太郎様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事 大野 元裕

千葉県知事 熊谷 俊人

東京都知事 小池 百合子

神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市長 山中 竹春

川崎市長 福田 紀彦

千葉市長 神谷 俊一

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 本村 賢太郎



I C T施工の普及促進に係る地域建設業及び自治体支援の継続・拡充について

建設業界では、長年に及ぶ建設投資の減少等を背景として、若年者の入職が減少するとともに、近い将来、建設労働者の高齢化による大量離職が見込まれています。今後、建設労働者が減少する中で、公共インフラの品質確保と適正な機能維持を図っていくためには、より一層の生産性向上に取り組んでいく必要があります。

こうした中で、令和元年6月に品確法が改正され、発注者の責務として、情報通信技術の活用による生産性の向上が位置づけられました。情報通信技術を活用したI C T施工は、効率的に高精度な施工を実現するものであり、生産性の向上による省人化等のメリットが期待できます。しかし、地域経済の基盤をなしている中小企業からは、導入の費用や技術習得等が課題となり、活用を躊躇するという声も聞かれます。

本首脳会議では、工事規模や施工条件に共通点が多い九都県市が、中小企業へのI C T施工の普及促進に向けて、協働で取組みを推進して参りました。その結果、I C T施工の普及促進を図る上で、自治体レベルでは対応が難しい課題が明らかになったことから、次に示す支援を要望します。

1 ICT建機や測量機器等の導入のための助成制度の継続

- ・ 中小企業へのICT施工の普及促進にあたっては、高額なICT建機や測量機器等の導入費用が課題となっていることから、当面の間、助成制度を継続すること。

(説明)

九都県市における各自治体では、平成28年頃より、ICT施工の実施要領を定め、順次、適用可能な工種や規模を拡大しているところである。ICT施工の実施件数は、各自治体によってばらつきはあるが、ほとんどの自治体が、年間数件から数十件であり、令和3年度の受注者希望型での実施率は、平均で27.5%と3割に満たない状況となっている。また、埼玉県が調査した、ICT施工を経験したことがある企業の受注者ランク別の割合では、@ランクで約50%、Aランクで約20%、Bランクでは約3%となっており、未だ多くの企業がICT施工を一度も経験していない状況である。

各自治体が受注者へ実施したアンケートでは、ICT施工を実施しない理由として、多くの受注者から「高額なICT建機や測量機器、3Dデータを扱うための高性能PCやソフト等の導入費用」が課題として挙げられている。

ICT施工の普及により、将来的には、ICT建機や測量機器等のコスト高が改善していくものと考えるが、普及が進むまでの当面の間、ICT建機や測量機器等の調達にあたっての助成制度の継続を要望する。

2 受発注者向けの技術支援の継続・拡充

- ・ 地域建設業及び自治体の現状に鑑み、当面の間、技術支援を継続すること。

(説明)

自治体の建設工事を担っているのは、ほとんどが地域の中小企業であり、また、建設労働者の高齢化も進んでいるため、ICT施工の実施に必要な知識の習得が進んでいない。また、ICT施工の普及促進には、発注者の人材確保・育成も不可欠である。

近年、国土交通省より、ICT施工に関わる様々な技術支援が展開されている。中でも、関東地方整備局のICTアドバイザー制度や、国土交通本省が実施している自治体ICT施工技術者育成支援等の取組みは、専門家からのアドバイスやコーディネートにより、ICT施工の『はじめの一步』を踏み出す、効果的な技術支援として認識され始めている。本首脳会議の取組みにおいても、専門家のコーディネートを通じて、小規模工事におけるICT施工の現場検証を行い、一定の効果を確認したところである。

I C T施工を地域の中小企業へ着実に普及させていくため、地域建設業及び自治体の現状に鑑み、当面の間、技術支援の継続を要望する。

3 基準・要領等に関する要望

- ・ 自治体が発注する工事で適用可能な工種や規模を順次拡大すること。
- ・ 見積徴取が必要な項目について、標準歩掛を設定すること。

(説明)

○適用可能な工種や規模の拡大について

九都県市における各自治体では、国土交通省が公表している、I C T施工の実施要領や積算要領を準用して基準類を策定している。都市部では小規模な工事が多いため、適用が難しい工事もあったが、令和4年4月には、土工量1,000 m³未満の土工や床掘工、同年7月には、小規模土工を対象に含む実施要領が新たに策定され、自治体が発注する工事においても活用の幅が広がったところである。

本首脳会議の取組みを通じて、小規模工事におけるI C T施工の効果を確認したところであり、今後も引き続き、自治体が発注する工事で効果が見込まれる工種や規模の拡大を要望する。

○標準歩掛の設定について

九都県市における各自治体において、現在、I C T施工を実施する場合は積算要領に従って、標準歩掛が設定されていない項目（3 D起工測量、3 D設計データ作成等）については、見積を徴取して設計変更を行っている。しかし、金額の妥当性の判断が難しいため、発注者がI C T施工を躊躇する一因ともなっている。

このため、I C T施工を実施する上で、見積の徴取が必要な項目について標準歩掛の設定を要望する。